

一般社団法人日本応用地質学会 選挙管理委員会運営規程

平成 22 年 5 月 21 日 制定
平成 28 年 10 月 26 日 改定

第 1 章 目的及び業務

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）選挙管理委員会（以下「委員会」という）は、定款第 13 条、第 15 条、及びこの法人の規則第 40～58 条、第 70～80 条、第 90 条の業務を遂行することを目的とし、別に定める代議員選挙実施規程に基づき選挙の管理及び執行を行う。

(業務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、規則第 90 条に従い次の各号の業務を行う。

- 一 代議員の選出に関する事項
- 二 代議員選挙実施規程の改定に関する事項
- 三 その他、代議員の選挙制度全般に関する事項

第 2 章 委員会の構成及び運営等

(構成)

第 3 条 委員会の委員は、規則第 70 条第①項に従い原則として 20 名以内とする。

②委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名、幹事若干名をおく。

③役員及び代議員は、委員を兼ねることができない。”

(職務)

第 4 条 委員長は、委員会の事務を統括する。

②副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時はこれを代理する。

③幹事は、委員長を補佐し、委員会の業務を処理する。”

(選任及び委嘱)

第 5 条 委員長は、会長が選任し、委嘱する。

②委員は、規則第 72 条第⑤項により、原則として委員長の推薦に基づき、会長が委嘱する。

③副委員長及び幹事は、委員の互選により選任し、会長が委嘱する。”

(委員の公表)

第 6 条 委員会は、規則第 45 条及び代議員選挙実施規程に定める選挙の告示にあわせて、委員の氏名を正会員に会告により公表しなければならない。

(委員の任期)

第 7 条 委員の任期は、規則第 73 条第①項により、2 年とする。任期の始期は定時社員総会後の 2 ヶ月以内とし、終期は次期委員長が会長より委嘱を受けた時点とする。

②委員が役員または代議員の候補者となる場合には、その時点で委員を辞職しなければならない。

③補欠または増員により選任された委員の任期は、規則第 73 条第②項により、前任者または現任者の残任期間とする。

④委員がこの法人の委員としてふさわしくない行為をしたときは、規則第 73 条第④項により、会長は解任することができる。

(委員の禁止行為)

第 8 条 委員は、選挙の公正な執行のために、任期中に特定の個人に対する選挙活動をしてはならない。

(報酬)

第 9 条 委員は、無報酬とする。

(召集)

第 10 条 委員会は、規則第 74 条第①項により、委員長が召集する。

②委員会は、不定期に開催する。

③委員長は、規則第 74 条第②項により、必要に応じて、文書・電子メール等をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。この場合はその結果を委員に文書・電子メール等をもって通知しなければならない。

(定数及び議決)

第 11 条 委員会は、規則第 75 条第①項により、委員現在数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

②委員会に出席できない委員は、規則第 75 条第②項により、あらかじめ委任状を委員長あてに提出する。

③議事は、規則第 75 条第⑤項により、出席者（委任状を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

(議事録)

第 12 条 委員会における審議の経過および結果は、規則第 78 条により、議事録として記録し、次期委員会に引き継ぐ。

(報告及び通知)

第 13 条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第 79 条第②項に準じ、会長に報告するとともに、その概要を会誌等で会員に通知しなければならない。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第 1 条 この規程は、理事会の承認（平成 22 年 5 月 21 日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、委員会の決議を経て、理事会の承認を得なければならない。